

## 次世代育成支援対策推進法に係る行動計画

りらいあコミュニケーションズでは、社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定致します。

### 1. 計画期間

令和 3 (2021) 年 4 月 1 日～ 令和 5 (2023) 年 3 月 31 日 (2 年間)

### 2. 計画内容

【目標①】全男性従業員の育児休業取得率について、55 %以上を目指す。

#### ➤ 対策

令和 3 年度～ 育児休業を拡充した育児休業の一部有給化の取得促進施策として、育児休業取得可能者とその上長に対して、取得促進メールの送付（継続施策）

令和 3 年度～ 育児休業 の理解を深めるため、取得経験者の経験談や取得状況を社内報やイントラネット、メール等にて共有（継続施策）

令和 3 年度～ 取得促進メールの送付タイミングの見直し、送付対象範囲の拡大

【目標②】年次有給休暇取得率 100% に向け、全従業員の平均取得率が行動計画初年度を起点とし前年実績を継続的に上回るよう、取得促進活動を行う。

#### ➤ 対策

令和 3 年度～ ポスターや社内報により取得促進を促す周知活動を開始（継続施策）

令和 3 年度～ 部署ごとに取組内容を検討し、取組内容を社内で共有（継続施策）

令和 3 年度～ 会議体やイントラネットにて取得率の定期報告を実施（継続施策）

【目標③】多様な働き方の促進に向け、社員の意識改革を目指すための活動および情報の周知を行う。

#### ➤ 対策

令和 3 年度～ 社員の意識改革に向けた活動（イベント・セミナー等）の実施（継続施策）

令和 3 年度～ 社内報、イントラネットで多様な働き方をする社員紹介や当社制度など意識改革のための情報発信を定期的に行う（継続施策）

令和 3 年度～ 育児を行う女性社員が就業を継続するための取組 の検討、実施

令和 4 年度～ 所定外労働 削減のための施策検討・実施

以上